

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

1 日 時 令和7年3月10日（月曜日）

午前9時30分～午後0時20分

2 場 所 委員会室

3 出席委員 末 永 義 美 委 員 長 井 上 敬 副委員長
 三 好 睦 子 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
 戎 屋 昭 彦 委 員 藤 井 敏 通 委 員
 竹 下 駿 委 員

4 欠席委員 な し

5 委員外出席議員

荒 山 光 広 議 長

6 出席した事務局職員

岡 崎 基 代 議会事務局長 石 田 淳 司 議会事務局議事調査班長
寺 埜 真 輔 議会事務局庶務班長

7 説明のため出席した者の職氏名

志 賀 雅 彦 副 市 長 南 順 子 教 育 長
井 上 辰 巳 市民福祉部長 千々松 雅 幸 教育委員会事務局長
佐々木 靖 司 市民福祉部次長 沓 野 純 枝 市 民 課 長
佐 伯 瑞 絵 子育て支援課長 向 井 保 幸 生活環境課長
池 部 稔 雄 健康増進課長 岡 崎 輝 義 教育総務課長
野 村 一 守 生涯学習スポーツ推進課長

8 会議の次第は次のとおりである。

午前 9 時30分開会

○委員長（末永義美君） おはようございます。ただいまより、教育民生委員会を開会します。

議長、報告等がございましたらよろしくお願いします。

○議長（荒山光広君） 特にございません。よろしくお願いします。

○委員長（末永義美君） それでは、さきの本会議において、本委員会に付託された市長提出議案13件について審査しますので、御協力をお願いします。

なお、各特別会計の令和 7 年度予算議案 3 件の審査の方法については、会議規則第88条の規定により一括議題とし、各議案の説明後質疑を行い、その後、必要であれば市長に出席いただき総括質疑を行い、各議案の討論、採決を行うこととします。

なお、執行部及び委員の皆さんには、簡潔明瞭な説明と質疑に努められようよろしくお願いします。

それでは、これより審査に入ります。

最初に、議案第 3 号令和 6 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） それでは説明します。

補正予算書の 1 ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ710万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億6,930万1,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明します。

12、13ページを御覧ください。

12ページ上段、1 目一般被保険者医療給付費分において、県支出金が26万8,000円追加交付となることにより、財源更正をするものです。

その下、1 目国民健康保険基金積立金を 1 万9,000円追加しております。

これは、国民健康保険基金における積立利息額の確定によるものです。

続いて、その下、5 目保険給付費等交付金償還金を712万8,000円減額しております。

これは、令和 5 年度分の保険給付費等交付金の精算によるものです。

次に、歳入について説明します。

8 ページ、9 ページを御覧ください。

8 ページ上段の 1 目保険給付費等交付金を26万8,000円追加しております。

これは、特別交付金のうち、保険者努力支援分の事業費確定によるものです。

その下、1 目利子及び配当金を 1 万9,000円追加しております。

これは、国民健康保険基金の利息額確定によるものです。

その下、1 目一般会計繰入金を112万円追加しております。

これは、保険基盤安定負担金の事業費確定によるもので、内訳として、保険税軽減分を173万8,000円追加、保険者支援分を61万8,000円減額するものです。

その下、1 目国民健康保険基金繰入金を51万円減額しております。

これは、このたびの補正に伴い、財源調整をするものです。

続いて、10ページ、11ページ、3 目雑入を800万6,000円減額しております。

これは、令和 5 年度の保険給付費等交付金の精算により減額をするものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

努力支援分で、この金額が26万8,000円なんですけれども、この取組の評価というのについてお尋ねいたします。点数があるとか。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

取組評価というところで、こちらの補助金については、国が医療費の適正化に対して、保険者が取組をしたものを評価するもので、交付金として頂いております。

評価項目といいますか、評価指標というものが定められておりますが、たくさんのちょっと項目がありまして全てを御紹介はできませんが、例えば検診の受診率だとか後発医薬品の促進への取組、そういったものに対して指標がありまして、その獲得点数によって評価、交付金として頂いているものでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。

いつも気になるんですけど、ジェネリックを使うかどうかの——後発——ジェ

ネリックの使用度も言われましたけど、これは——これが評価されたりしてるでもいいんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 今、説明がございましたけど。

○委員（三好睦子君） はい、分かりました。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和6年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは説明します。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,355万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,294万9,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明します。

12、13ページを御覧ください。

12ページ上段、1目居宅介護サービス給付費を5,882万4,000円減額、その下、5目施設介護サービス給付費を7,943万6,000円減額、またその下、下段になりますが1目特定入所者介護サービス費を711万9,000円それぞれ減額をしております。

これは、いずれも10月までのサービス実績及び11月以降の事業見込みによるものであります。

次に、14、15ページ、中段になります。

1 目介護給付費準備基金積立金を2万4,000円追加しております。

これは、基金の積立て利息額の確定によるものです。

その下、予備費を180万5,000円追加しております。

続いて、歳入を御説明します。

ページを戻っていただき、8ページ、9ページを御覧ください。

8ページ上段、1 目第1号被保険者保険料を874万9,000円追加しております。

内訳としまして、現年度分特別徴収保険料を921万5,000円追加、現年度分普通徴収保険料を227万1,000円減額、滞納繰越分普通徴収保険料を150——すみません、180万5,000円追加しております。

これらは、今年度の12月までの実績に基づく見込みによるものです。

続いて、1 目介護給付費負担金を2,474万9,000円減額、その下、1 目調整交付金を八百三十——八百——すみません、983万4,000円減額、その下、1 目介護給付費交付金を3,925万3,000円減額。

ページ、10ページ、11ページに見えていただいて、上段、1 目介護給付費負担金を2,250万1,000円減額、それから1段飛ばしまして、1 目介護給付費繰入金を5,157万5,000円それぞれ減額しております。

これらは、歳出の保険給付費の減額に伴い、それぞれの財源の負担割合に基づき減額をするものです。

2 段目の1 目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の積立金の利子額確定に伴い2万4,000円を追加、下段の1 目介護給付費準備基金繰入金は、このたびの補正に伴い、財源調整のため441万1,000円を減額をしております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 1億超える金額が今回マイナスというか、介護のかかる費用が少なくなるっていいことだろうとは思いますが、1億っていったら、やっぱりかなりの誤差を感じるんですね。

なぜ、1億も超えるような介護関係のサービス料なり保険料ですか——が予算に比べると少なく済んだのかというその辺の背景というか、理由を教えてくださいと思います。

○委員長（末永義美君） 沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

令和6年度の予算においては、第9期の介護保険事業計画に基づき推計を行った給付額というものを計上しておりました。で、実際、今6年度に入って計画との比較をしたところ、大きく2つの点に誤差というか乖離が出てきているという状況でございます。

1点目は、被保険者数ですが、見込みというか推計の被保険者数と比較して減少率が高いといえますか、減少数が目立っているという状況が1点と、あと認定の状況が推計とは少し異なってきたというところでありまして、推計を行う上では、要支援と要介護と段階別に推計をしていたところではありますが、推計の状態よりも要支援の方の認定者数が多く、要介護の認定者数が少ないというような状況になっている、そういうところが給付費のほうに——が減額となっている背景としてあるというふうに見ております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今、誤差が、被保険者数の減少数が非常に見込みに対して実績が大きかったということと認定の要支援と要介護、これの要支援のほうの見込みが大きくて要介護のほうが少ないという説明ですね。

で、被保険者数が実績で非常に少な——見込みよりも少なかったっていうのはいろんなケースが考えられますけど、例えば、未婚の方がお亡くなりになったとかいうことで数が減ったとか、あるいは見込んでたんだけど、元気で何とかこの保険の対象にならなかったとかいろいろ理由が考えられると思うんですけど、その辺は、実態はどうなのかなっていうことですね。

というのが、どんどんどんどんやはり美祢市人口も減ってますけども、やはり高齢者の比率とか、介護を受ける可能性の高い人数っていうのは増えてるんじゃないかと思うんですね。そういう意味で、えっ、っていう感じなんですけど、そこはどうかということ。

あと、その認定推定で要支援と要介護の比率が、見込みが大分違ったということなんですけど、何かその要介護と今までの基準と新しい9期とか今10期ですか——ところの認定基準そのものがかなり変わったとかいう背景があるんでしょうか。

以上、2点ちょっと説明があったんですけれども、さらにちょっとお伺いしたいなと思います。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

被保険者数の減少というところの御質問だったと思いますが、今、毎月の動向といますか見てみますと、65歳になられる方の人数よりもお亡くなりになったりということでの喪失といますか、その人数が上回っているという状況でございますので、少しその辺りは、推計のほうにちょっと反映できていないってところがあるかと思います。

それともう1点ですが、認定の審査の基準というところですが、この認定審査に係る事務についてというか、基準については特段変わったところ、変更があったというところではございません。

認定調査を行った結果、また、医師の意見書などを参考に審査会にかけまして審査をしていただいている。そこで、認定の度合いを決めていただいているというところは変更ありませんし、審査会の委員さん、また調査員、事務もですが、職員もですが、毎年の審査に係る研修というものを行っておりますので、その辺りの変更はないということでお答えさせていただきます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ということ、この6年の実績ですかね、考えますと今後7年度、あるいは8年度の予想ということを考えますとですね、今言われたように、被保険者数っていうのは、思ったよりもむしろ減少するんじゃないかと。要は65歳になられる方よりも亡くなられる方のほうが多いと、この傾向は続くかなと。なってくると、美祢市においては、介護保険の金額そのものがむしろ今後減少していくのかなというふうに見られるんでしょうかね。

それと、要支援、要介護の基準については、特に見直しはないということなんですけれども、そうなってくると、予想されるときにですね、多分やっぱり要支援から要介護っていうか、だんだんやっぱり状況が悪くなるだろうという前提で予想されると思うんですが。

何か、例えば百寿プロジェクトが効いてるかどうかは別としましても、いわゆる

健康維持のための何か、施策か何かがね、そういうふうに要支援と要介護の思ったほどの比率が——移行がないということは、何らかの施策が効いてるかなと、その辺はいかが考えられていらっしゃるでしょうか。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えします。

被保険者数の減少は、計画よりも早く減少が進んでるという状況でございますので、今年度においても、補正予算で減額をしておりますが、また後ほど、令和7年度の当初予算を審査していただくんですが、やはり減少というような形で計上しておりますので、そちらのほうで、また御審査いただいたらというふうに思います。

それから支援の——支援が増えているというか予防の取組、医療などの取組が効果を出しているかどうかというところ、医療面におきましても、検診なんかを実施をしたりしておりますので、何らかの効果は出ているというふうに思っておりますが、データとしてというか、エビデンスとしてっていうものがちょっと手元には今ない状態でございます。

また、支援というか予防の取組として、包括支援センターなどが取組を行っておりますので、こちらのほうも効果が出ているのではないかというふうには思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

給付費が下がっ——減額になっておりますが、介護保険サービスのどの部分が減額なのか。訪問介護とか訪問入浴介護とか何かいろいろある訪問看護——介護と看護などいろいろありますが、どの部分でしょうか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えいたします。

居宅介護サービスの中で、減少といいますか——が目立っているといいますか、金額的にも大きいものが、訪問介護と通所介護が令和5年度の決算と今年度の見込みを比べまして、少し金額が大きいのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。ほかに質疑のほうはありませんか。

井上副委員長。

○副委員長（井上 敬君） 先ほど藤井委員が言われた中で、要支援と要介護で、要支援がちょっと予想よりも多かったということだったんですけども、それにしても、かなりの大きな金額の減額だと思うんですが、当初は、要介護がどのぐらいの、要支援がこのぐらいと、結果的には、要支援が多くてこのぐらいだったという数字といますか割合といますか、もし分かればお聞かせ——予想以上に要支援が多かったということだと思うんですけども、（聞き取り不可）分かればお聞かせいただきたい。相当数字が違う、よみが違わないとこのぐらいならないんじゃないかと思っていますけど。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、計画値でございます。

総数が1,792人を見込んでおります。

で、要支援1から人数を申し上げます。

要支援1が209、それから要支援2が192、要介護1が364、要介護2が323、要介護3が280、要介護4が254、要介護5が170です。

で、実績としまして、毎月違いますが、一応9月の段階の数字を持っておりますので申し上げます。

総数が1,784、要支援1が244、要支援2が197、要介護1が373、要介護2が292、要介護3が260——すみません、246、要介護4が260、要介護5が172でございます。

ちょっと差を申し上げますと、要支援1が35人の増、要支援2が5人の増、それから要介護1が9人の増、それから要介護2が31人の減、それから要介護3が34人の減、それから要介護4が6人の増、要介護5が2人の増になっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 井上副委員長。

○副委員長（井上 敬君） 今、三好委員も言われましたけども、訪問介護の部分が非常に減額なってるってことですけども、訪問介護の事業者といますか、訪問介護の業界といますか、すごく大変な状況だと思うんですけども、単純にどんどんそれが減るという方向性なのか。業界がすごく大変で、サービスを提供するのも非常に大変な状況で、給付が減るっていうのが何かずれがあるような気がするんです

けども、単純に減っているということで捉えたらいいんでしょうか。

業界としては、サービスを提供するのに非常に大変な——国会でも取上げられるほど介護業界大変な状況ですけども、それでも単純に、数字的には減っているということで理解していいんでしょうか。

ちょっとすみません、質問になってないですかね。数字的には減額になってるということでよろしいですかね。

需要はすごく大変な状況だと思うんですけども、供給としては、需要と供給のバランスが合っていないような気がするんですけども。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

訪問介護における需要と供給のバランスということで御質問だったと思いますが、今時点で必要なサービスが足りてないというかそこを——そういうお話は伺っていないというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

その理由はですね、先ほどからも意見が出てましたが、介護報酬の引下げによって、介護を受けたい人がたくさんいらっしゃるのに、人材——人手が足りない——人材が足りない、ケアマネさんも少なくなった、働く——介護で働く介護従事者の方もこの引下げで少なくなった、そういうところでミスマッチが起きてます。それで、介護報酬が下がったことに対しての手当というかそういうものが必要ではなかったかと思います。

現場で——現場っていうか働く方ももちろんですが、訪問介護を受けられる方もなかなか介護が受けられないっていうことをよく聞いております。それで、この給付の減額についてはもう少し考えるべきではなかったかと。

先ほどの説明もありましたが、12月の実績と——11月見込みと12月の実績という話もありましたが、また、もう本当に介護現場が大変だということを考慮していた

だきたかったと思いますので、こういった理由で反対いたします。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 介護サービス給付費の減額に反対いたします。

○委員長（末永義美君） 暫時休憩します。

午前10時03分休憩

午前10時22分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほど、この議案について反対いたしましたが、本当に現場で、介護保険が——本当に介護を受ける方たちのこういった介護保険になってるかどうかを疑問に思ったので反対——この補正について、給付費が減額になってましたので、補正については、これはいけないと反対の意見を述べましたけれど、補正ですので——この議案については、補正ということで賛成をいたします。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います——それでは、御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号令和6年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。執行部より説明を求めます。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） それでは説明します。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,314万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,941万2,000円とするものであります。

10ページ、11ページを御覧ください。

まず、歳出では、1 目後期高齢者医療広域連合納付金を1,314万8,000円減額しております。

続いて、8 ページ、9 ページ、歳入では、2 目保険基盤安定繰入金を1,314万8,000円減額しております。

これは、いずれも今年度の保険基盤安定負担金の事業費が確定したことによるものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今説明がありましたけど、納付金の減額ということで、安定基金の確定に伴ってとありましたけれど、その基準というのは何なんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

保険基盤安定負担金、これは保険料の中で、7 割、5 割、2 割の部分を軽減をする措置に対しての市からの負担金といいますか、減額した部分を繰り入れるものになるんですが、最終的に、予算として1 億4,768万2,000円というふうに当初計上しておりましたが、実際の賦課を行った結果、不用額が出ましたので、それを予算額を下回ったので、今回減額をするものというところですので、基準額というよりは、軽減対象者の数や金額が確定したことによるものというものでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 後期高齢者の医療保険の医療費というのはどのようになっていたのでしょうか。給付費なんですけれど。

○委員長（末永義美君） 予算、杳野課長から説明がございましたかね。三好委員。

○委員（三好睦子君） そしたらですね、予算概要書の15ページには、後期高齢者の医療保険料が前年度より0.8%、金額にして313万7,000円の増になっています。これをもう少し詳しくお尋ねします。（発言する者あり）これは——すみません、すみません。そうでしたね、今回のこれも予算か——いいです。補正についてはいい

です。7割、5割、2割の影響がしとったということですよね。

○委員長（末永義美君） では、ほかに御意見はございませんか——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号美祢市学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） それでは説明をいたします。

このたびの改正は、令和4年3月に作成した美祢市学校給食センター基本計画では、令和7年度に秋吉学校給食共同調理場を廃止し学校給食センターに集約する計画でしたが、計画以上に児童生徒数が減少していること、また、調理員の職場環境をできるだけ早く改善したいことから、秋吉学校給食共同調理場を令和7年8月24日をもって廃止し、令和7年2学期の始業日である令和7年8月25日から美祢市学校給食センターに集約するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和7年8月25日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部の説明を求めます。野村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（野村一守君） それでは説明します。

令和7年3月31日をもって閉校します綾木小学校及び淳美小学校の体育施設について、これまで定期的に使用していた団体から、今後も引き続き使用したい旨の要望書が提出されました。

つきましては、綾木小学校屋内運動場、淳美小学校屋内運動場及び綾木小学校運動場をそれぞれ綾木体育館、淳美体育館及び綾木多目的広場として設置するものです。

また、体育館の使用料を他の同類体育館と同様に1時間当たり190円、多目的広場の使用料を他の多目的広場と同様に無料とするものであります。

次に、本郷体育館は、昭和47年建設で、建設から53年経過しております。耐用年数47年を超え老朽化が顕著であり、また、平成31年4月以降は使用実績がないことから、本郷体育館を廃止するものです。

なお、施行日は令和7年4月1日とするものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号美祢市次世代育成支援対策地域協議会条例の廃止についてを議題とします。執行部より説明を求めます。佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） それでは説明します。

この美祢次世代育成支援対策地域協議会条例は、平成20年に制定されたものですが、条例の目的や効果を精査した結果、協議会としての所期の目的を達成したことから廃止するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） このこども家庭庁は、次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定方針とかいうものを出しているんですが、今の議案が廃止された後の方向性についてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

次世代育成支援対策推進法による行動計画は、平成27年4月から子ども・子育て支援制度が実施され、子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことから任意とされました。

これを受け、本市では、美祢市次世代育成支援行動計画を美祢市子ども・子育て支援事業計画に統合して策定しており、その進捗管理や計画に関することについては、子ども・子育て支援法に基づき設置した美祢市子ども・子育て会議において実施していることにしています。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） それでは説明します。

このたびの改正は、令和7年3月31日をもって美祢市立伊佐保育園を閉園するため、所要の改正を行うものです。

これまでの経緯について、概略を御説明します。

令和4年7月、美祢市保育園再編基本方針を策定し、伊佐保育園については少子化の影響を受け、入所児童数が減少していること、また、近隣に民間の保育施設が充実していることから、令和5年度から段階的に新規募集を停止し、最終的に令和9年度末をもって閉園とする方針を美祢市子ども子育て会議の審議を経て決定しました。

そして、この方針について、令和4年10月に開催した伊佐保育園保護者説明会において説明し、了承を得た上で、令和5年度から在園児のみの募集とし、新規募集の停止を開始しました。

これにより、令和5年度は、これまでの在園児12名が入所されましたが、令和6年度の入所児童は年長児童2名の入所となり、令和6年度末で、この2名が卒園されるため閉園することになりました。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

令和6年は、2人子どもさんがおられたということですが、職員は何人おられたんですか。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

正職員が2名、会計年度任用職員が2名配置しておりました。

あと、給食のほうにつきましては、2名しかいらっしゃいませんでしたので、秋吉保育園のほうで給食を調理し、そこから伊佐保育園に配送するという形をとっておりました。

以上です。

○委員長（末永義美君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ということは、子どもさん2名に対して、職員が4名おられたということですか。分かりました。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第35号美祢市家庭的保育事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） それでは説明します。

このたびの改正は、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要

の改正を行うものです。

家庭的保育事業とは、待機児童の解消や児童の人口減少地域の保育基盤を維持するためにできた事業であり、市の認可事業として位置づけられています。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象としていますが、満3歳以上の児童の保育が必要な場合もその保育が認められています。

改正の内容につきましては、安心して子どもを預けられる体制整備を行うため、児童福祉施設における保育士等の配置基準が見直しされ、満3歳児の配置基準が20対1から15対1へ、満4歳以上児の配置基準が30対1から25対1へと改正されたこと、また、児童福祉施設の運営等に関する要件として、栄養士の配置等を求めているところを栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても当該要件を満たすことができるよう管理栄養士が追加されたことにより、市が定める基準についても同様に改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

ただし、第16条第1項の改正規定は令和7年4月1日から施行するものですが、美祢市内には、家庭的保育事業等を実施している事業者はいないため、改正に伴う影響はありません。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第36号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部

改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。池部健康増進課長。

○健康増進課長（池部稔雄君） それでは、議案第36号は美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、美祢市美東保健福祉センターの使用料等に関し、必要な事項を定めておりました美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

美祢市美東保健福祉センターの使用料等に関する事項は、大田公民館等を含む美祢市美東地域まちづくりセンターに集約されたため、美祢市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例制定により、美祢市美東保健福祉センターの使用料等に関する事項が削除され、美祢市美東まちづくりセンターの供用開始日をもって、使用料等に関する細則が規定された美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則が廃止となっております。

このため、条例第5条に規定されているこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるの規則が廃止になったことにより、必要な事項は、市長が別に定めるに改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明の中で、保健センターに関し必要な事項は、市長が別に定めるとありますが、必要な事項とはどういうことが想定されますでしょうか。

○委員長（末永義美君） 池部健康増進課長。

○健康増進課長（池部稔雄君） 御質問にお答えいたします。

管理、運営、使用等に関することになります。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時57分再開

○委員長（末永義美君） 休憩前に続き、会議を再開します。

ここから各特別会計の令和7年度予算議案、議案第11号、議案第13号及び議案第14号の3件について一括審議とし、質疑を行います。

最初に、議案第11号令和7年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは説明します。

議案の13ページを御覧ください。

令和7年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,317万7,000円と定めるものであります。

初めに、歳出から主な内容について説明します。

394、395ページを御覧ください。

1項総務管理費では、1目一般管理費において、対前年度比982万9,000円増の7,242万2,000円を計上しております。

これは、事業運営上の人件費及び事務費であります。

増額の主な要因として、説明欄003の一般管理経費の業務委託料604万1,000円のうち、令和8年度に子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援制度が創設されるに伴い、システムの改修委託料として572万5,000円を計上するものであります。

次に、398ページの上段、1項療養諸費では、1目一般被保険者療養給付費において、対前年度比4,705万2,000円減の20億2,344万2,000円を計上しております。

その下、中段の２項高額療養費では、１目一般被保険者高額療養費において、対前年度比1,083万1,000円減の３億4,274万5,000円を計上しております。

これらは、いずれも今年度の給付実績による決算見込みと過去３か年の給付費の伸び率等を考慮し、減額するものであります。

続いて、400ページの下段、１項医療費納付金分では、１目一般被保険者医療給付費分において、対前年度比3,727万3,000円減の４億3,589万4,000円を計上しております。

また、402ページの上段、１目一般被保険者後期高齢者支援金等分では、対前年度比1,006万6,000円減の１億3,691万7,000円を計上しております。

これら、国民健康保険事業費納付金は、県により算出された通知によるものであります。

次にその下、１項保健事業費では、２目疾病予防費において、対前年度比182万8,000円増の2,795万3,000円を計上しております。

これは、本年度から、40歳から70歳までの被保険者を対象に、脳ドックの節目検診として10歳刻みの対象——年齢対象者に無料で健診を実施しております。

さらに令和７年度、対象年齢を５歳刻みにし、実施する経費を増額するものであります。

次に、408ページ中段、直営診療施設勘定繰出金を275万円減額しております。

本市では、美祢市立美東病院を国民健康保険診療施設として、被保険者の保険事業推進目的として位置づけをしております。

直営診療施設として、国から助成を受ける場合は、特別会計を通じて交付することになりますが、令和７年度においては、対象の事業の予定がないため計上をしないものであります。

続きまして、歳入の主な内容について説明をします。

ページを戻っていただき、384、385ページを御覧ください。

１目一般被保険者国民健康保険税では、対前年度比524万9,000円減の３億5,819万7,000円を計上しております。

令和７年度も引き続き減収が見込まれますが、国民健康保険基金からの繰入金等により保険税率等の改定はせず、据え置くこととしております。

次に、386ページの２段目ですが、１目子ども・子育て支援事業費補助金を572万

4,000円計上しております。

これは、歳出で説明をした令和8年度から始まる子ども・子育て支援制度が創生されることに伴うシステム改修に対し、国からの補助金を受けるものであります。

その下、1目保険給付費等交付金では、対前年度比5,676万7,000円減の24億7,073万2,000円を計上しております。

これは、歳出の保険給付費の減に伴うものであります。

次に、388ページの上段、1目一般会計繰入金では2億4,838万2,000円を計上しております。

各繰入金とも前年度との増減はありますが、全体として対前年度比667万2,000円の減としております。

また、下段、国民健康保険基金繰入金では、対前年度3,225万4,000円減の7,732万6,000円を計上し、財源調整をしております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 何点かお尋ねします。

予算概要書の14ページの国保会計の保険税が減っていますが、この減についてお尋ねします。

それと、1つ1つでいいでしょうか。何点かありますけど、一問一答でいいでしょうか。お願いします。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

国民健康保険税の減額の理由というところかと思いますが、大きな要因としては、被保険者数の減というところというふうに捉えおります。

以上です。

○委員（三好睦子君） 保険者数の減ということで、詳細についてお尋ねします。何人減でしょうか。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

令和6年度においては、当初予算で被保険者数を4,500人程度というふうに見込

んでおりました。

令和7年度においては、4,350人で見込んでおります。

減少の動向といたしまして、団塊の世代の方の後期高齢者医療への移行、また、社会保険の適用の範囲の拡大、そういうものを含めて、被保険者数は減少するというふうに見込んでおります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 令和5年度の決算時の未納金額が約6,600万円ありましたが、この基金がありますけど、この基金の一部を活用して負担を軽くするべきではないかと思いますが、お考えをお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） 御質問にお答えをいたします。

令和5年度の決算時の未納金額というものにつきましては、税の負担の公平性から引き続き徴収といいますか、回収のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

あと、基金の一部を活用してというところですが、今年度においても、基金の取崩しを計上し減収が見込まれますけれども、保険税の税率等据え置くこととしております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 保険給付費が昨年よりも減額になっております。補正でもありましたけれど、努力義務によって——努力義務が足かせのようになって給付費はなかなかこう何か——何て言うんですかね、医療費をあまり使わないようにねって——ようなちょっと——ような感じに受け止められるのではないかと思うんですが、まず、この給付費の、昨年よりの減額についてお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

医療費の適正化については、必要な医療を抑制するものではありませんので、そのことは、まず、お伝えをしておきたいというふうに思います。

それと、被保険——保険給付費が減額になっているという理由ですが、1件当た

りの医療費というかその部分について大きな減額はありませんので、被保険者数の減というものが理由になっているというふうに捉えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねするんですけど、努力義務なんですけど、これは保険者による医療費の適正化の取組で——取組に評価する指標を国が設定しておりまして、達成状況に応じて交付金を交付する制度なんですけれど、これが何か足かせっていうか、足かせってちょっと言い方悪いんですけど、これにも関係するのでしょうか、この適正化の取組。

達成状況に応じて交付金はするよと。交付金があればちょっと交付金が魅力なんですけど、この——これとの関係は今もう少しちょっと、今、どのように取り組まれるのでしょうか。今後も努力義務に取り組んでいかれるのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

繰り返しになりますが、医療費の適正化というのは、必要な医療費を抑制というかするものではありませんので、保険者努力支援というところは先ほど申し上げたように、検診の受診率を向上させるだとかジェネリックを活用していただくとか、そういうところで医療費のほうを削減ができないかというところの取組を行うものに対して、交付金を頂くというものになりますので、引き続き、交付金が頂けるように取り組んでまいりたい。その交付金があることによって保険税収入を抑制といいますか、そういうことができるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） すみません、長々と。質問が長くて申し訳ありません。

マイナンバーカードと保険証との一体化についてお考えをお尋ねします。マイナ保険証のことです。

○委員長（末永義美君） 杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

国の制度として、前の健康保険証ではなくマイナ保険証、紙の保険証ではなく、

マイナ保険証へ原則移行するという形になっておりますので、市といたしましても、進めてまいりたいという——マイナ保険証を進めてまいりたいというふうに考えては——考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） マイナ保険証を持たない場合は、資格確認書ってというのがあ
るんですけど、これは全員にいくのでしょうか。それとも希望者だけでしょうか。

○委員長（末永義美君） お答えできますか。

○委員（三好睦子君） 予算でしょう。難しかったらいいです。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えいたします。

資格確認書についてでございますが、マイナ保険証をお持ちでない方については、
現在、国民健康保険については、更新のときに、本年の7月31日までの保険証は交
付させていただいて——原則としてさせていただいていると思いますが、その保険
証が切れる前にですね、マイナ保険証でない方については、資格確認書のほうを皆
さん手続なく交付させていただくという予定にしております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） マイナ保険証をつくったけれど、やはりもうこんなの使われ
ないとかいうときに、戻して資格確認書に移行するということもできるんでしょう
か。

この保険——国保の予算の——では、数字的にはこの質問は合わないかもしれま
せんけど、国保事業についてですからお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えいたします。

一旦、マイナ保険証のほうを手続されて御利用されていらっしゃる方でも解除
という手続ができますので、ホームページなんか申請書、窓口でも置いてござい
ますので、こちらのほうでお手続が可能というふうになっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですね。ほかに質疑はありませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 385ページですけれども、一般被保険者の国民健康保険税のその内訳のところですね、4番、5番、6番が滞納繰越分で、同じように——すみません。まず、この滞納分というか、現在、どのぐらい実際に本来徴収すべきところが徴収できてなくて滞納してるか。その金額が（聞き取り不可）実際にはどうなんでしょうか。

それと、滞納ということで予算化されてますけれども、実際に滞納されてる方っていうのは、なかなかお金がないから滞納されるんであって、実際にはこの滞納が応分を徴収するというのも非常に難しいんじゃないかとも思うんですけど、その辺はどう考えられてますか。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えします。

現在、本年度の徴収額の資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御回答したいというふうに思っております。

滞納繰越分の徴収につきましては、基本的には現年分は市民課のほうでやっております。

滞納繰越分につきましては、収納対策室——推進室と連携をして、滞納処分という形で取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） じゃあ後で結構ですんで、ちょっとその数字とか教えていただければと思います。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第13号令和7年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題とします。

執行部より説明を求めます。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） それでは説明します。

25ページを御覧ください。

令和7年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,098万2,000円と定めるものであります。

令和7年度は、第9期介護保険事業計画の中間年度に当たります。

それでは、歳出から主な内容について説明をします。

452ページ、453ページ、こちらを御覧ください。

1目一般管理費では、対前年度比383万8,000円増の5,598万7,000円を計上しております。

これは、事業運営上の人件費及び事務費で、主に職員の人件費の増によるものであります。

次に、456ページ、中段になります。

1目推進委員会費では、対前年度比336万5,000円増の349万7,000円を計上しております。

これは、次期計画となる第10期介護保険事業計画の策定に伴い必要な調査を行う等、業務委託料を計上するものであります。

その下、1目居宅介護サービス給付費では、対前年度比5,882万4,000円減の7億2,701万円を計上しております。

次に、458ページ、2段目、3目地域密着型介護サービス給付費では、対前年度比755万2,000円減の6億4,488万7,000円を、また、2段下の5目施設介護サービス給付費では、対前年度比7,943万6,000円減の11億2,436万8,000円を計上しております。

これらは、いずれも今年度の実績や被保険者数等——被保険者数の傾向を加味し、減額をしております。

次に、468ページ、下から2段目ですが、1目特定入所者介護サービス費では、対前年度比737万8,000円減の9,738万1,000円を計上しております。

これは、主に対象者の減によるものであります。

続いて、476ページ、下段の介護予防給付——すみません。介護予防支援事業費から478ページの上段、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、それから、その下の生活支援体制整備事業費においては、重層的支援体制整備事業として、事業費を一般会計へ移し実施するため、減額をしております。

また、480ページの中段、新たに2項繰出金・1目他会計繰出金を追加し1,375万4,000円を計上しております。

これは、重層的支援体制整備事業の財源として一般会計へ繰り出しを行うもので

あります。

続きまして、歳入の主な内容について説明します。

444ページ、445ページを御覧ください。

上段の1目第1号被保険者保険料については、令和6年度の所得段階の対象者数などから算出し6億2,316万9,000円を計上しております。

中段の1目介護給付費負担金を5億480万9,000円、それからその下、1目調整交付金を1億9,377万2,000円、446ページを見ていただいて、中段の1目介護給付費交付金を7億7,258万9,000円、同じくその下の段、1目介護給付費負担金を4億2,508万7,000円計上しております。

これらは、保険給付費の財源としてそれぞれ法定割合分を算出したもので、保険給付費の減に伴い減額となっております。

また、地域支援事業費の財源としては、444ページ、下段の2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業を1,462万円、それから446ページの上段、3目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業を826万6,000円、それからその下の段、2目地域支援事業交付金を1,988万7,000円、それから下段の2項県補助金の合計ですが、448ページの上段のところに計がありますが1,327万1,000円など、それぞれ法定割合分を算出し計上をしております。

最後に、448ページ中段の1項一般会計繰入金では、介護給付費、地域支援事業など事業に係る財源として、一般会計から繰り入れるべき額をそれぞれ計上しております。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

説明の中で対象者の減ということがありましたが、普通、ああそうか、人口が減ってだんだん対象者——人が少なくなってるからかなとか思いがちなんですけれど、介護認定が厳しくなっているのではないかと思います。これについてはどうなんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをします。

介護認定の方法といいますか——についての変更等はございませんので、特に審査について厳しくなっているというところはありません。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 人材確保が重要かと思いますが、人材確保がなかなかできなくて、国——全国的にはですね、約4割の——4割ぐらいが赤字で、大変事業所が大変だということを聞いておりますが、美祢市内で事業を縮小したり、廃業に追い込まれたとかいうような例があるのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 御質問にお答えします。

市内の居宅系のサービス、これは訪問系、それから通所系ございますが、一定数、減少傾向にございます。

やはり民間の事業になりますんで、経営という面もありますし、従業員の高齢化など様々な問題を抱えてらっしゃると思うんですが、近年、減少傾向にあるのは事実でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） それに対応する事業で、一般会計でもありましたけれど、一般会計予算の中で介護人材確保推進事業がありましたけれど、これが一般会計——さっき説明がありましたけど、一般会計のほうでということでしたけれど、この人材確保推進事業っていうんですか、これに力を入れないといけないと思うんですが、この——いけないと思うんですが、どのようなお考えでしょうか。

○委員長（末永義美君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 御質問にお答えします。

委員御指摘の介護人材の確保については、第9期介護保険事業計画においても大きく課題として取り上げております。

これまで介護——一般会計のちょっと説明にはなってしまうんですが、市でもこの先高齢者の方は——高齢者人口総数はゆっくり減少してまいりますが、この5年後の令和12年から22年までは後期高齢者、特に85歳——80から85歳以上の方が、団塊の世代がその年代を迎えられまして、一時的に大きいサービス需要が控えてく

ることが統計上出ております。

この時代に対応するために、市民の皆様が安心して安定したサービス提供体制が受けれる状態、これをつくるのが保険者の責務であると思っております。

したがいまして、昨年冬になりますが、これまでちょっとコロナ禍で休止しておりました介護保険サービス事業所連絡会議というものを再稼働しまして、行政のみの人材確保策にとどまらず事業者さんのお力、それから事業者さんの本当のお悩みのところに耳を傾けて、官民一緒になって人材確保に取り組んでいこう、市長からオール美祢で取り組むようにというふうに指示を受けております。

その会議を開催しまして、実際にどのような手だてをすれば一番効果的であるか、あるいは事業者さんがどのようなことを悩んでいらっしゃるかっていうのをしっかり聞かせていただきました。その上で、令和7年度一般会計予算に計上させていただいたのが、委員おっしゃった253万3,000円であります。令和6年度の人材確保事業費は62万円でしたが、大きく予算を計上させていただいております。

で、これまでの介護の人材確保策としましては、資格の取得の補助の助成であったり、資格更新のための研修費の助成であったり、そういう面でも市の支援としてさせていただきましたが、この事業所連絡会議をへて、このたび新規に介護職場に従事していただく方の一番最初の研修になる初任者研修、これを市で開催していつて、介護人材の発掘に努めたいというのが1点。

それから、市内の事業所に介護事業——従業員の方を新たに雇用された場合、その事業所に対して報償金をお出しすると、少しでも経営の安定化持続につなげていただきたいというものが1つ。

もう1点がケアプランデータの連携ということで、DXを使って、人数が直ちに——一担い手の人数が直ちに増えることにつながらないのであれば、せめて従業員さん、介護現場の職員の方の負担軽減につなげたいということで、ケアプランデータ等の連携もしております。

その他の情報発信とか中高生に対する教育的なところ、これらについても会議で意見が出ておりますので、予算に反映できることは全て反映して計上させていただきましたし、予算が必要ないものについては、市のほうで対応——肅々と対応していきたいとこのように思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 資格の補助をすると言われましたけど、ケアマネの資格を取るのに、これは今のところ6月なんですけど、今資格の補助、初任者研修とかありましたけど、その資格を取るための補助ですけれど、先ほどこの中の——事業の中に入っているのでしょうか。

ケアマネさん——私が聞きたいのは、ちょっとケアマネさんのことについてお尋ねしたいんですけど、何か今ちょっと、何か自分で払っていて大変よっていうのを聞いたんですけど、皆さん、そうなのかなと思ったりするんですけど、こういった現場のことは、その会議でお話が出たんでしょうかどうでしょうか。

○委員長（末永義美君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） ただいまの御質問にお答えする準備はできておるんですが、この介護人材確保事業につきましては、先ほど申しました一般会計の民生費の中に計上しております事業メニューでございます。

この場で回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（末永義美君） どうぞ。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） それでは御質問にお答えします。

介護支援——市が行っております助成——各助成事業、資格取得とか更新に対する助成事業に、ケアマネジャーさんに対するものがあるかという御質問だったと思います。

ケアマネジャーさんにつきましては、受験——ケアマネの試験を受けられるための受験の手数料、それから研修、受講料等、それから更新研修の受講料等も含めて、一通りケアマネジャーさんの資格の維持——取得維持に関する費用は助成させていただくという制度で設けております。

以上です。

○委員長（末永義美君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） いくつか質問します。

まず、最初にですね、第10期の推進委員会300万計上されております。

この推進員っていうのはどのようなメンバーでされておるんですか、お聞きしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 御質問にお答えします。

今、手元に正式な人数が分かる名簿を持っておりませんが、構成としまして、医療とか医療機関の代表、それから福祉施設の代表、それから学識経験者の方、そして、第1号被保険者を代表して市内から3名の構成で、18人程度の会議体で構成しているというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 主に協議される事項というのは、いわゆる保険料とかそういうふうなものの妥当性なり改定なりっていうか、国からの指針とか出ますから、それに対していろいろ協議されるというふうな感じで理解してよろしいのでしょうか。

じゃあ次の質問なんですけれども、先ほどの補正のときに三好睦子委員からいろいろあったんですけど、結局、私も気になりますのは、居宅介護サービスとか地域密着型介護サービスとか施設介護サービスとかがですね、もう昨年の予算に比べますと約1億3,000万ぐらい減ってますね。

で、その説明だと、要するに対象者が減ってるというふうなことが一番大きいというふうな説明だったかと思います。

ただ、一方で、本当に民間の介護施設さんの運営とかは厳しいという話も聞いてます。

で、一番懸念するのは、先ほど需要と供給という話がありましたけれども、本当は需要は例えば100あるんだけど、残念ながらそれに対応する供給、すなわち事業者さんがもう経営ができないということで、もうそういう事業をもうやめられたとかいうふうなことで、需要に対しての供給が本当はもう追いついてない。ただし、供給力の範囲でしか需要が賄いできない。

したがって、どうしても我慢せざるを得ないという事態が生じていないかどうかっていうのがやっぱり一番大きな問題だと思うんですね。その点についてはですね、本当にどのような把握されてるか。

というのが、先ほど美祢の連絡協議会ですか、民間事業者も入れてというお話だったと思うんですけど、その辺でもかなり切実な声も上がってきてるんじゃないかと思うんですけど、実態はいかがでしょうか、この需要と供給ということから考えて。その辺をどのように考えられているかお聞きしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 御質問にお答えします。

先ほどの答弁でも申しましたが、市内の事業所、訪問居宅系のサービス、訪問、通所になりますが、事業所数はここ近年でも徐々に減少はしております。このことは、被保険者の方の中で、要介護認定を受けられてサービスを御利用したいと思われる希望者の選択肢の一つ一つがなくなっているものというふうな認識をしております。まして、市としても、憂慮している事案であります。

で、現在いろんな——結局、ケアマネジャーさんが居宅系のプランを御利用者の意見とか状態を見てつくられるわけなんですけど、ケアマネジャーさんからの声を市のほうで今お聞きする限りは、供給力不足によるサービスが利用ができないという状態までには至ってないという認識はしております。

しかしながら、先ほど申しました選択肢が一つ一つなくなっていくということは、将来的にそのようなことも十分に想定して対応する必要があると思っておりますので、引き続き官民連携——一緒になって、事業所数をもう意図的に増やすということは極めて難しいと思っております。ある社会資源の中で、または新しい社会資源を創出してでもどのような形で——が持続可能な介護保険サービスにしていく必要があるということで、現在、市のほうでは考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 聞いた話なんですけれども、美東町ですね、この地域密着型介護なのか施設介護なのか分からないんですけど、唯一1つあった施設が閉所されると。そうすると、今までそこに通ってた方はですね、どこか別のところを探して行かなければいけない。多分、市内でないんやったら市外っていうことになると思うんですけど、その辺のバックアップっていうか体制はどうなってますか。

今回、閉所になって、その通ってらっしゃる方、それはもうこういうほかの市外にもこういう施設がありますよ。じゃあこちらのほうに入られたらどうですかとか、そういうふうな具体的なサービスとかはされておるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） ただいまの御質問にお答えします。

委員おっしゃる事業所の廃止については、市のほうでも承知しております。

やはり事業所としても、引き続きのサービス利用の事業所のほうとの調整をされると思いますが、サービス利用については、ケアマネジャーがサービス利用を調整しておりますので、ケアマネジャーと御本人、それから御家族、廃止される事業所、また、新しい事業所合わせて調整をされて、サービス自体は引き続き御利用をいただけるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今、杳野課長がおっしゃったとおりだと思うんですけど、そうすると、市としてですね、そういうケアマネジャーさん、実際にそういう事態を調整されるケアマネジャーさんとか実際の担当の方には、市としてはどのような援助、あるいは補助をされとるんですか。もうそれはケアマネジャーさんだから、もう市は全然関係ないということはないと思うんですね。そこは、市としては、どのような対応というか、援助をされてるかお聞きしたいと思いますけど。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

日常生活圏域が美祢地域と美東・秋芳地域と本市では2か所あるわけですが、そういった通所サービスも含めてなんですがバランスもあります。今後の受入れというところからも、事業所数を維持したいという考えは持っております。

ですので、今回の廃止の事業所の連絡をいただきまして、その事業所をどなたか事業継承していただけないかなというところで、市のほうで、市内の事業所に情報提供といいますか、そういう情報提供をさせていただいて、もし、引き続きサービスを続けていただける事業者があればということで、メールのほうで皆さんにお諮りをしてみたところです。

また、ケアマネさんに対して、市のほうから直接という――直接の支援というところですが、それについては、御相談にのっているというかそういう状況でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） これは、介護保険だけでなく健康保険、あるいは高齢者にも関連するんでしょうけども、市としてですね、行政としては、できるだけ心の

こもった介護されたいっていうのは、皆さんのいろいろお話聞いて分かるんですけど。

一方で、できるだけやはりコストを下げる必要があると思うんですよね。コストを下げるということは、予防に力を入れるとかそういうふうにならないようにするってことだろうと思うんですけど。

そういう意味ではですね、今、美祢市として、行政として、そういういわゆる予防を中心とした経費っていうか、そういうサービスを受けざるを得ないような人をできるだけ少なくするというその取組っていうのは、具体的に何か実施されておりますか。

○委員長（末永義美君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 御質問にお答えします。

先ほど、杳野課長の説明にもありました予算書の470ページから以降においては、地域支援事業費ということで、要支援、それから——要支援1、要支援2の方に行う給付、それからこの地域支援事業費の中には、介護予防に資する様々な事業が——事業予算が計上してあります。

市では、65歳以上はいわゆる高齢者と言われますが、それまでには、65歳になれるまでの健康上の予防対策、それから65歳になってからもございますし、65歳以上になってからは、地域包括支援センターのほうで行っております体操——予防——介護予防教室であったり、通いの場であったり様々な予防対策っていうものを行っております。

委員おっしゃるように、できるだけ給付費を抑えると申しますか、元気な高齢者の方をたくさん維持、あるいは増やしていきたいという思いで予防事業に取り組んでおります。

ですから、そのような事業につきましても、地域支援事業の中において、現在のところ進めております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

保険料の基準っていうのは、給付費によっては変わらないと思うんですけど、13段階あるわけなんですけれど、この13段階を占める割合っていうのは今分かりま

すでしょうか。

というのが、年金から天引きされて本当に生活が厳しくなると苦しいと、もう既に残った年金で暮らしていかなければならないと、何か介護保険が高くなったという声を聞くんですが、基準額は変わってないかと思うんですが、この13段階で、その占める場所によって違うと思うんですけど、この割合——13段階の割合が一番多いの——3番——上位3番目ぐらいの段階をお願いいたします。分かればいいですけど。後ほどでもいいですけど。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

介護保険料の所得段階で人数が多い段階というところで、令和7年度の予算上、一番多く見込んでいるのが第5段階になります。それから2番目が第6段階、3番目が第7段階が上位3段階でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今手元に13段階の持っていないんですけど、基準は何段階でしたっけ。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

第9期においては、基準額を5,690円としております。この基準額になるのが第5段階になっております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたしますけど、介護給付については5%ぐらい落ちてると、ですね。保険料は逆に増えておるということでですね、人口も減っておつてですね、これ、なんか計算ミスがあるんじゃないかなっっちゃうこういう気もするんですけど、いかがでしょう。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

令和6年におきまして、推計によって予算を立てたものでございますが、実際、6年度の実績といたしまして、1段階から6段階の方についての人数というものが

見込みより少なくですね、7段階から13段階の方については、見込みより高く——対象者数が多くなったというところが原因でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ということは、基準額が高いっちゃうことですか、結局は。収入が多いということは。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えします。

第9期の計画については、令和6年度に3年間という形で保険料——保険給付費や被保険者数や認定の状況なんかで推計を行っているところです。

ですので、この3年間で収支を行った結果、余剰が出るということであれば、次の保険料の基準額にまた反映をするという形で考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 気になるところは基金ですけど、基金はどのような感——でしょうか。すみません、ありました。

○委員長（末永義美君） 質問を撤回されますか。それが回答と答え。

○委員（三好睦子君） 分かりました。すみません。

○委員長（末永義美君） 分かりました。よろしくお願いします。ほかに質疑はございませんか。井上副委員長。

○副委員長（井上 敬君） 7年度の予算を大幅に削減ということで、6年度の予算の補正でもあったように、要支援と要介護の人数、なかなか当初の見込みとは把握がなかなか難しいということで、恐らく減るということで今年度の数字は減っているということだと思うんですけども、見込みが難しいということは、逆に増える可能性もないわけではないと思うんですね。

予算が大幅に減ったことで、予算をオーバーできないということでサービスができないということにならないようにですね、当然、補正を組むなりそういう場合にはしっかりとした体制をと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

令和7年度の当初予算としては、やはり今まで、これまでの実績と計画を加味して計上しておりますが、やはりどのように動くかっていうことはまだはっきり分かりませんので、当然、必要な方に必要なサービスが受けられるように予算確保、今後ですね、補正が必要であれば、当然、基金を取り崩すなどして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで、13時まで休憩します。

午後0時00分休憩

午後0時01分再開

○委員長（末永義美君） 改めまして、会議を続行します。

次に、議案第14号令和7年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは説明をします。

議案の31ページを御覧ください。

令和7年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,660万7,000円と定めるものであります。

予算編成においては、保険者である山口県後期高齢者医療広域連合からの通知等に基づき計上をしております。

初めに、歳出から主な内容について説明をします。

498ページ、499ページを御覧ください。

上段の1目一般管理費では、対前年度比249万4,000円増の876万5,000円を計上しております。

これは、事業運営上の人件費及び事務費で、令和8年度に子ども子育て支援制度が創設されることに伴い、システム改修を行うため増額となるものであります。

次に下段、1目後期高齢者医療広域連合納付金では、対前年度比840万5,000円減の5億7,396万1,000円を計上しております。

これは、後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき計上をするものであります。
続きまして、歳入について、主な内容を説明します。

494ページ、495ページを御覧ください。

上段の1項後期高齢者医療保険料では計の欄になります。対前年度比313万7,000円増の4億1,555万2,000円を計上しております。

これは、広域連合からの通知に基づき計上しておりますが、被保険者数の増による増額を見込んでおります。

その2段下になります。

1目子ども子育て支援事業補助金を308万4,000円追加しております。

これは、歳出で御説明した令和8年度から始まる子ども子育て支援制度が創設されることによるシステム改修に対し、国から補助金を受けるものであります。

その下、1項一般会計繰入金では計の欄になります。

対前年度比1,181万8,000円減の1億6,570万2,000円を計上しております。

これは、歳出に計上している事務費及び保険基盤安定負担金に対し、一般会計から繰り入れるべき費用を計上するものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 国保県——県——協会けんぽ——けんぽとか国保に加入する人たちの出産育児一時金の増額分を後期高齢者医療保険から拠出するようになっているのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

出産育児一時金の増額というものが令和5年度に見直されたところでありますが、この増額分というところを後期高齢者医療制度、制度において負担するということで見直しがされております。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、各特別会計の令和7年度の予算議案3件の議案説明、質疑が終了しました。

それでは、議案3件について、市長に出席いただき総括質疑を行うことについて、委員の皆さんの御意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） よろしいでしょうか。それでは、総括質疑は行わないこととします。

それでは、各議案の討論、採決に入ります。

最初に、議案第11号令和7年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 国保会計には、決算書を見られたら分かると思いますが、未納金とかもたくさんあります——未納金があります。先ほども言いましたように、あるわけですが、この基金の一部を使って負担を軽くして、この未納金の解消を進め——するべきだと思います。

それからマイナンバーカードですが、これは任意でありますので、マイナ保険証は強制しないように、紙の保険証を残して、ずっと残していただけることを述べて意見とします。

今、反対意見です。国保の保険料が高くて大変です。だから基金を活用して負担を軽くする、未納金額を少なくする。以上です。

以上の理由で反対いたします。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、国保加入者は、本当に今のような経済状態でいろいろと昨今の経済情勢で本当に苦しい、農家においては、本当に厳しい農業をしていくのが本当に大変です。

そして、中小業者の方にとっても本当に営業が厳しくなってる。そして、フリーランスの方も、美祢市もパートとかフリーの方がいらっしゃると思いますが、そういう方たちが国保に加入しておられます。

その未納金もあるように、また、こうした未納金をなくするためにも基金の一部を使って負担を軽くして、国保会計を、財政をしっかりと、安心できる介護保険を維持していくためにも保険料を安くするべきだと述べます。

そして、先ほど言いましたように、マイナンバーカード——マイナ保険証、これは強制することなく、紙の保険証を残していただくことも述べて意見いたします。
意見を述べて反対いたします。

○委員長（末永義美君） 三好委員、これは、今おっしゃったのは各論であって、総論として予算そのものをいけないと反対するということでしょうか。

次の段階っていうか、ここで止めてしまって反対すると、この予算自体を私はもういけませんとおっしゃるようになるんですけど。全体がもうノーとおっしゃるのか。三好委員。

○委員（三好睦子君） そんなことはないと思いますよ。国保を払いやすくするために基金を使って、国保の負担を軽くしなさいって言ってるんだからするべきではないか——そうした予算にするべきではないかと述べております。

○委員長（末永義美君） はなから反対だと。分かりました。それでは、ほかに御意見はございませんか。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 今、三好委員が言われた意見を私は批判すべき立場であり、賛成意見として、これはあくまでも令和6年度の実績数値に基づいて、それといろんな介護、それから保険——被保険者が先ほど増とかありましたけど、その数字を見込んだものの予算計上でございますから、別に問題ないと思って賛成いたします。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和7年度美祢市介護保険事業特別会計予算の討論を行います。
御意見はありますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案については賛成いたしますが、今、高齢者が安心して介護サービスが受けられるように、最後までその人らしい生活を維持していくための支援であるはずですが——あるべきは—but、今本当に、今現場では先ほどあ

りましたように、事業所が赤字になって、倒産とか事業の規模縮小とかいろんな苦しい立場に立っておられます。

これは、こうしたことを見据えて、先ほど次長からいろいろ説明がありました。このような支援をしたいと。それがしっかり評価できる部分もありますが、これが本当に実現できるかどうかということも課題とはなりますが、利用者の負担が増えたり、また、サービス給付費の縮小とか、軽度の介護の認定を受けられた方たちの切り捨てになってはいけないと思います。保険料を払って、介護が——介護保険が受けられないよってというようなことがあってはならないと思います。

先ほどのいろんな事業をお聞きしましたが、これが本当に実現していくように、そして、本当に少ない年金から天引きされて、残った年金で暮らしていくのが本当に厳しいという現状もありますので、基金を使ってこうした事業とか、それからいろいろの高齢者の生活を維持していくためであるべき事業になるように求めまして、意見といたします。

○委員長（末永義美君） 三好委員、賛成ですね。分かりました。ほかに意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。申し訳ありません。討論を終わります。本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続きまして、令和7年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行います。御意見はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 反対の立場で意見を述べます。

政府が75歳以上の医療費負担を現役世代より軽くして——現役世代に財政支援を求めるといった内容になっております。

先ほど質問——質疑いたしましたように、若い方たち——出産育児一時金とかを、こういったことを後期高齢医療——後期高齢者医療保険から拠出するっていうのであれば、もともと後期高齢者の制度を今まで話した意味もなく——なくなってし

まいります。

こうした出生数の減少、少子化の進行で、本当に後期高齢者に負担を求める財政支援をするというのは、後期高齢者医療保険のこの事業の本来のものではないのではないかと思います、この議案に反対します。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号美祢市衛生センター基幹的設備改良工事の請負契約の一部を変更することについてを議題とします。執行部より説明を求めます。向井生活環境課長。

○生活環境課長（向井保幸君） それでは御説明します。

美祢市衛生センター基幹的設備改良工事につきましては、本来であれば、機械設備や電気設備などの設置工事を令和6年中において、令和7年1月から3月末にかけて施設の性能確認試験を行い、令和7年3月31日に工事を竣工する予定でありました。

しかしながら、令和5年の秋から冬にかけて全国的な電気ケーブルの納入遅延が発生しまして、電気設備及び機械設備の製作に遅延が生じたことから全体工期に影響し、当初の工期での工事の竣工が困難な状況となりました。

その結果、施設の性能確認試験に必要であります3か月が不足することが——不足することとなったため、令和7年6月30日までの3か月間、工期を延伸する必要が生じたものであります。

また、続きまして、工事費の変更理由でございます。

当初の計画では、し尿及び浄化槽汚泥を仮設設備で処理しながら工事を進める予定でしたが、令和5年6月の豪雨災害により衛生センターが被災し、運転停止となったことに伴い、近隣市のし尿処理施設及び本市の下水処理場で処理を行い

ながら工事を進めることに工法を変更しました。そのため、仮設設備が不要になったことなどの理由により、当初の契約金額21億6,260万円から1,097万8,000円を減額し21億5,162万2,000円と変更するものであります。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議において、本委員会に付託された議案13件の審査を終了しました。

そのほか委員の皆さんから所管事項について何かありましたら、御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会します。長時間、大変に御苦労さまでした。お疲れさまでした。

午後0時20分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月10日

教育民生委員長